

平成24年2月21日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市まちづくり基本条例推進委員会
会長 石阪 督規

検討結果報告

亀山市まちづくり基本条例第20条第2項第1号に規定するまちづくりの推進に関する具体的な方法について、当委員会において検討を行いました内容を別紙のとおり報告します。

つきましては、当委員会の検討結果を尊重し、条例の趣旨に則った亀山らしいまちを実現されるよう要望します。

「亀山市まちづくり基本条例に基づく
まちづくりの推進のための具体的な方法」
に関する検討結果報告書

亀山市まちづくり基本条例推進委員会

1. 検討の概要

(1) 検討の趣旨

亀山市まちづくり基本条例に基づくまちづくりの推進のため、同条例第20条第2項第1号に規定する「この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法」について検討を行ったものである。

(2) 検討の経過

当委員会では、平成22年7月から平成24年2月の間、計14回の会議を開催し、まちづくりの推進に関する具体的な方法の検討を行った。

検討を行った具体的な項目は、「亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会」において熱心に議論された「協働を支援する機能」、「コンプライアンス」、「監査」、「子ども」、「住民投票」の5項目をはじめとし、さらに追加検討が必要と考えた項目として「情報の共有化」を追加した6つの項目について検討を行った。

ただし、これらのうち「住民投票」については、国において地方自治法の改正の議論が進められており、今回の検討としては見送ることとした。

(3) 検討の範囲等

当委員会において検討を行う範囲は、各項目について亀山市のまちづくりを進めるにあたり、目指すべき方向性について検討を行った。

なお、当委員会の検討過程においても、各項目について、より具体的な意見などもあった。今後、執行機関において、具体的な取り組みを進めるにあたっては、そうした意見も尊重されたい。

2. 項目別検討結果

(1) 協働を支援する機能

この項目については、主に、①中間支援機能、②地域活動組織（コミュニティ・自治会）の2点での検討を行った。

それぞれの概要としては、次のとおりである。

①中間支援機能

（検討のポイント）

- ・まちづくりセンターの必要性と位置付け
- ・中間支援組織・人の育成
- ・協働提案制度など、それに近い機能を持つ既存制度
- ・地域間の課題共有のための取組
- ・市民活動の担い手

（検討から導かれた課題）

- ・中間支援の機能（組織・人）が不足しているので、その充実を図る必要がある。

②地域活動組織（コミュニティ・自治会）

（検討のポイント）

- ・コミュニティと自治会の違いと今後
- ・地域での活動のための組織の必要性とそのカタチ
- ・地域の活動のリーダー（担い手）
- ・地域の担うべき役割（事業）
- ・公民館の有無などの地域間の差

（検討から導かれた課題）

- ・コミュニティと自治会のそれぞれの役割の整理が必要。
- ・将来的な地域を支える組織はどうあるべきか。
- ・地域が担うべき役割とはどんなもので、そのための人材の確保はどうか。

これらの当委員会での検討結果に基づき、執行機関において検討をいただき、その報告を受けた。そうした執行機関の考え方を踏まえ、当委員会として、「協働を支援する機能」についての今後、執行機関の目指すべき方向性は、次のものとの結論に至った。なお、ここで示された執行機関の考え方については、参考資料とする。(以下の項も同じ)

「協働を支援する機能」の方向性

- ①中間支援組織の設立に向けた支援が必要である。
- ②自立した新たな地域組織の創設に向けたしくみづくりが必要である。

現時点での方向性としては以上だが、今後の具体的な取り組みにおいて次の点を考慮されたい。

- 中間支援組織の必要性は高いが、民から発生することが理想という考えは執行機関とも一致している。しかし、そこへ至るまでの支援については執行機関の役割は大きいと考えるため、その具体的方策を十分検討されたい。
- 地域組織の範囲については、25地区(現在の地区コミュニティ・自治会連合支部)、11小学校区、より小さい範囲という意見、また、そうした現在の範囲の不均衡の問題などのあり、最終的な結論には至らなかった。そうした点も踏まえ、十分な検討をされたい。また、各地域の特性もさまざまであり、それを損なわないしくみづくりを期待する。

(2) コンプライアンス

- この項目については、主に、①既存のコンプライアンス関連規程、
②まちづくり基本条例との関連の2点での検討を行った。
それぞれの概要としては、次のとおりである。

①既存のコンプライアンス関連規程

(検討のポイント)

- ・コンプライアンス関連規程等の条例化の必要性
- ・既存の関連規程の運用状況
(一定の公職の範囲、職員の理解度など)

(検討から導かれた課題)

- ・既に職員に対するコンプライアンス関連規程はあるが、適切に運用されているのか。

②まちづくり基本条例との関連

(検討のポイント)

- ・条例に定める市民(団体など含む)の責務と市民に求めるコンプライアンス
- ・まちづくり基本条例の浸透度合い

(検討から導かれた課題)

- ・市民側にコンプライアンスの責務を求めることの是非
(必要性、必要であるならばその範囲など)
- ・その点とまちづくり基本条例の補完関係はどうか。

これらの当委員会での検討結果に基づき、執行機関において検討をいただき、その報告を受けた。そうした執行機関の考え方を踏まえ、当委員会として、「コンプライアンス」についての今後、執行機関の目指すべき方向性は、次のものとの結論に至った。

「コンプライアンス」の方向性

- ①職員のコンプライアンス関連規程の理解と適切な運用のため、職員の意識啓発を強化する必要がある。

現時点での方向性としては以上だが、将来的な課題として次の点を明記する。

- コンプライアンス条例の制定については、現状では時期尚早だが、今後の熟度をみながら、将来的な課題と捉える。
- 「協働を支援する機能」の項目と関連して、今後新たな地域組織等が創設される際には、その組織が担うべきコンプライアンスがあるはずである。これについて、新組織の創設に併せて執行機関として求める範囲の検討やガイドラインの作成等の支援が必要である。
- 既存の補助金等の交付を受ける団体等は、税の再配分を受けており、その補助対象事業の活動については、市民に対する説明責任を負うものと考えられる。そのため、こうした団体等の担うべきコンプライアンスを明確にしていく必要がある。

(3) 監査

この項目については、主に、①監査、②行政評価の2点での検討を行った。

それぞれの概要としては、次のとおりである。

①監査

(検討のポイント)

- ・ 監査部門の体制
- ・ 監査情報の公表
- ・ 指摘事項の対応
- ・ 外部監査の必要性

(検討から導かれた課題)

- ・ 現在の監査の体制、公表の内容は十分なものかどうか。
- ・ 外部監査導入の必要性はないか

②行政評価

(検討のポイント)

- ・ 行政評価への監査委員の関わり
- ・ 会計監査との違い

(検討から導かれた課題)

- ・ 事業の中身を監査するしくみは、現在の行政評価・事業仕分けで足りているのか。

これらの当委員会での検討結果に基づき、執行機関において検討をいただき、その報告を受けた。そうした執行機関の考え方を踏まえ、当委員会として、「監査」についての今後、執行機関の目指すべき方向性は、次のものとの結論に至った。

「監査」の方向性

- ①市民にとって分かりやすい成果に繋がる行政評価の導入が必要である。

ここでは具体的な方向性としては明記しないが、次の点は今後も継続的に取り組まれない。

- 外部監査は費用対効果の面から見送るとしても、市民に分りやすい監査情報の公表は重要なことであり、広報など様々な媒体を活用し、その充実に努められたい。

(4) 子ども

この項目については、主に、①子育ての主体（役割）、②現在の子育て・教育施策、③子ども条例、④学び の4点での検討を行った。

それぞれの概要としては、次のとおりである。

①子育ての主体（役割）

（検討のポイント）

- ・子どもを預ける時期の早期化
- ・地域の担える子育て

（検討から導かれた課題）

- ・子どもを預ける時期が早期化しており、待機児童の増加要因になっている。
- ・親の子育て意識が低下していないか。
- ・執行機関の担える子育ての範囲と、親、地域の担うべき範囲とはどこか。

②現在の子育て・教育施策

（検討のポイント）

- ・執行機関の施策の横の連携
- ・亀山っ子市民宣言

（検討から導かれた課題）

- ・中学までとその後の支援のつながりはあるのか。
- ・亀山っ子市民宣言に関する取り組みはなされているのか。

③子ども条例

（検討のポイント）

- ・子ども条例の必要性

（検討から導かれた課題）

- ・子育ての責務などを明確にする必要があるか。

④学び

(検討のポイント)

- ・学校と地域のつながり
- ・キャリア教育

(検討から導かれた課題)

- ・地域と子どものつながりは、行事参加に止まっていないか。
- ・子どもの体験として、キャリア教育への取り組み強化の検討

これらの当委員会での検討結果に基づき、執行機関において検討をいただき、その報告を受けた。そうした執行機関の考え方を踏まえ、当委員会として、「子ども」についての今後、執行機関の目指すべき方向性は、次のものとの結論に至った。

「子ども」の方向性

- ①子ども条例の制定は現時点では時期尚早であり、まず、現在予定されている「(仮称)人権条例」の検討において、子どもの権利について検討を行う必要がある。

ここでは具体的な方向性としては明記しないが、次の点は今後も継続的に取り組まれない。

- 子どものまちづくりへの参加は重要であり、平成23年度に実施されたまちづくり市民フォーラムにおいて、中学生の参加を呼び掛け実施したことは、有意義なことである。今後も積極的にそうした機会づくりを続けられたい。

(5) 情報の共有

この項目については、主に、①情報公開、②市民情報の共有化 の2点での検討を行った。

それぞれの概要としては、次のとおりである。なお、この項目については、追加項目であることから、課題整理や執行機関への検討指示事項のまとめは行っていない。

①情報公開

(検討のポイント)

- ・ 情報公開条例などの制度の拡充

②市民情報の共有化

(検討のポイント)

- ・ 市民の持つ情報を共有するしくみの必要性

これらの当委員会での検討結果を踏まえた取り組みとして、①情報公開については、本年度、情報公開条例の改正による拡充が予定されている。また、②についても後期基本計画において地域コミュニティ間の情報発信・交流が示されている。こうしたことから、ここでの方向性は明記しないものとする。

3. まとめ

平成22年度から平成23年度にかけて、当委員会において行った「亀山市のまちづくりの推進のための具体的な方策」についての検討結果は、以上のとおり、それぞれの項目での方向性を示したところである。

今後は、市長において条例第19条の規定に基づき、まちづくりの推進に関する具体的な方法となる推進計画を策定され、より具体的な取り組みへとステップを進められることとなる。その策定及び実施にあたっては、当委員会の検討結果を尊重し、亀山市まちづくり基本条例の趣旨に則った「亀山らしいまち」の実現を期待するものである。

なお、具体的な取り組みの進捗状況等については、当委員会へ報告されたい。

参考資料

※第11回亀山市まちづくり基本条例推進委員会提出資料

平成22年度まちづくり基本条例推進委員会意見に対する検討結果について

テーマ:協働を支援する機能

推進委員会から行政に対する意見	左に対する行政での検討結果	後期基本計画(案)への反映
<p>①市民活動・地域活動と行政の間をつなぐ「中間支援機能」が必要であるので、それをどんな方法で実現することが、亀山市にとって望ましいのか。</p>	<p>【他市の中間支援組織の状況】 中間支援組織は中間支援の必要性やミッションをもった人や組織が主体的に活動する組織であり、県下の中間支援団体のほとんどが自主的に設立し活動している。 亀山市においても中間支援組織の設立を期待するものである。</p> <p>【中間支援組織の立ち上げ】 中間支援組織の立ち上げを促すきっかけづくりとして、市民交流会実行委員会や市民活動講座企画会議を公募で組織化し、団体課題をテーマとし意見交換することで、中間支援の役割を体感できる環境を整備している。また、中間支援組織には、NPOと地域活動を繋ぐ役割を期待するものである。</p>	<p>市民参画・協働と交流の場の創造(③市民交流の促進) ◆自治会組織や地区コミュニティ組織などの地域団体と市民活動団体が連携・協力しやすい環境づくりを進めます。(P2)</p>
<p>②地域の活動を支える組織として、現在は地区コミュニティと自治会があるが、今後、地域の活動を支える組織・単位はどうあるべきなのか。</p>	<p>地区コミュニティや自治会は任意の組織である。行政としては、各単位自治会を相手とするには、数の面からも難しいと考えている。 単位自治会の上の単位として、自治会連合の支部、地区コミュニティがあるが、これらはほぼ同じ範囲として整理されている。また、地区コミュニティには、それぞれのコミュニティセンターという拠点施設を有している。 この2点から、今後の地域の課題を吸い上げ、解決に向けて、行政との話し合いの場を持てる地域組織の単位としては、コミュニティセンターという活動拠点がある地区コミュニティが効果的であると考える。 地区コミュニティの範囲を基本とし、地域組織が地域特性に応じた連携を期待する。</p>	<p>地域コミュニティの活性化(②地区コミュニティのしくみづくり) ◆自分たちの住む地域を自分たちで創りあげる自立した地域コミュニティ活動を促進するため、多様な主体による地域の包括的なしくみづくりやその主体的な活動を支援します。(P1)</p>
<p>③市民活動・地域活動を担える人材はどのように確保・育成していくべきなのか。</p>	<p>【市民活動のきっかけづくり】 活動のきっかけを促すまたは自身のスキルアップを目的とした市民活動講座やスキルアップ講座、パソコン講座などを開催している。</p> <p>【地域活動支援】 スキルアップ講座の中で、自治会長スキルにつながる講座を行っている。</p> <p>【リーダー養成】 中でも、講座の参加者を講座企画会議に誘い、講座を運営する側として体感することで市民活動の担い手として活動していただくよう促している。また、「中間支援組織」をテーマとした講座を開催するなど、市民活動を担う人材を中期的に確保していきたい。さらに、地域活動や市民活動の情報を発信することで、参加の機会の確保を図っている。</p>	<p>地域コミュニティの活性化(①地区コミュニティ活動の促進) ◆地域福祉や防犯・防災、環境美化など地域づくりの幅広い分野において、地域力の向上につながる取り組みや、その担い手となる人材の育成を支援します。(P1)</p>
<p>④亀山市として、地域の課題を解決するためにはどのような方策を取るべきなのか、の方向性</p>	<p>地域内の課題を拾い上げその解決に向けての話し合いの場やその仕組みをつくることが重要であると考えている。そのため、地域ビジョンを策定し実施に向けて活動を展開する「地域づくり支援事業」の取り組みを推進している。また、地区コミュニティを範囲とした多様な主体による地域運営の仕組みづくりを支援し、その中で課題解決の方策を見出していただく。特に、後期基本計画の5年間に全市を挙げての取り組みを支援する。</p>	<p>地域コミュニティの活性化(②地区コミュニティのしくみづくり) ◆自分たちの住む地域を自分たちで創りあげる自立した地域コミュニティ活動を促進するため、多様な主体による地域の包括的なしくみづくりやその主体的な活動を支援します。(P1)</p>

平成22年度まちづくり基本条例推進委員会意見に対する検討結果について

テーマ:コンプライアンス

推進委員会から行政に対する意見	左に対する行政での検討結果	後期基本計画(案)への反映
①現在のコンプライアンスに関する各種規程についての運用についての検証。	平成23年3月に実施した職員の意識調査の結果、公益通報制度や一定の公職にある者等からの要望等取扱に対する職員の認識が低かった。 こうしたことから、今後も、継続的に職員の意識調査を行い、その啓発を行う。この取り組みの一環として、コンプライアンスハンドブックを平成24年度中の策定に向けた検討を進めている。	自立した行政経営簿推進 (③コンプライアンスに関する取り組みの推進) ◆一定の公職にある者等からの要望等取扱や公益通報制度を適切に運用するとともに、行政に対する不当な圧力を排除し、公正な職務遂行による市民サービスの提供に努めます。(P7)
②行政、議会その他に、市としてコンプライアンスを求めていく対象や範囲はどうあるべきなのか。	現在、行政の取り組んでいるようなコンプライアンスを、個々の市民や市民活動団体に対して求めることは基本的には難しいと考えている。こうした取り組みを限定的にでも求めていく対象としては、当面、財政的な支援を行う団体に対して、適切な補助金執行の面に限定した取り組みを想定している。 具体的には、H21に実施した行政改革推進委員会からの『「補助金・負担金等の適正化に関する基準」に基づく評価検討による答申』を受け、平成23年度末に向け庁内検討を行っている。	
③将来的にも、まちづくり基本条例の改正あるいは、コンプライアンスの条例化が必要なのか。	コンプライアンスに関する各種規程は、職員の心構え、責務等の基本事項を定めているほか、公益通報に係る手続き等を規定した内部規律であることから、現状としては、条例の制定等については行わない方針である。 現在の規程に基づく公益通報等の制度を適切に運用していくことが重要であると考えている。	

平成22年度まちづくり基本条例推進委員会意見に対する検討結果について

テーマ: 監査

推進委員会から行政に対する意見	左に対する行政での検討結果	後期基本計画(案)への反映
①行政評価・事業仕分けを、今後、より適切に行うために何が必要なのか。	行政評価や事業仕分けをこれまで数年間にわたり実施してきており、現在は事務事業単位での評価にとどまっており、その上位の施策の推進への寄与度合が十分検証できていない。また、双方の関連性の整理もさらに検証が必要である。 ⇒ 今後は総合計画の基本施策単位での施策評価の導入を検討する。	自立した行政経営簿推進(⑤行政マネジメントの強化) ◆ 効率的・効果的な行政経営を進めるため、現在運用中のマネジメントツールを検証・改善するとともに、それらの一体的な運用の検討・導入を行います。(P8)
②外部監査の必要性について、費用対効果を含めた検討。	外部監査については、全国で導入している市が非常に少なく、また毎年度、約1,200万円の費用がかかることから、現在のところ導入は行わない。なお、すでに監査委員部局において、専門的な知識を必要とする工事監査について、外部の専門技術士による監査を実施している。【23年度予算額157千円】	—
③今後の監査のあるべき姿について	地方分権の進展により、住民の自己責任に基づく自己決定の領域が増えるにつれ、住民に対する説明責任が求められ、監査の果たす役割はさらに増している。今後、監査のあるべき姿としては、住民本位の信頼性、透明性のある監査が求められている。現状において、市職員OB以外の外部からの委員登用や、条例による委員定数の増加(2名⇒3名)により、あるべき姿に向け監査機能の充実に努めている。	—

平成22年度まちづくり基本条例推進委員会意見に対する検討結果について

テーマ:子ども

推進委員会から行政に対する意見	左に対する行政での検討結果	後期基本計画(案)への反映
①「亀山っ子市民宣言」と、亀山市の子育て施策についての検証	<p>【亀山っ子市民宣言の検証】 亀山っ子市民宣言策定以降の行政の取組みとしては、アンケートの実施・宣言文パネル及びクリアファイルの配布・校区别体験交流活動補助金交付要綱の制定・学校教育努力目標に掲げる等、市民宣言のPRを行っている。また、青少年育成市民会議や子ども会連絡協議会が亀山っ子市民宣言の実践活動に積極的に取り組んでいる。しかし、青少年育成市民会議への各加盟団体(35団体)内や各家庭における市民宣言の取組みはあまり進んでおらず、草の根運動の展開までには至っていない。</p> <p>【子育て施策の検証】 子ども総合センターの設置により、支援を必要とする子どもやその保護者に対し、支援体制の充実ととぎれない支援の強化を推進したほか、待機児童解消のため、全国的にも珍しい待機児童館の整備など特徴的な施策を進めている。しかし、子育て応援プラン後期計画に記載の特定12事業のうち、未実施の施策が4事業あるなど、今後も多様な子育てニーズに対応した施策の展開が必要である。</p> <p>【前期基本計画の評価】 前期基本計画においては、基本施策「子育て支援」として、16の施策を実施してきた。これについては、達成が4施策、実施中が12施策となっている。把握の単位が施策であり、基本的に達成するものは少ない中であって、ほぼ達成の状況になったものも含めると、概ね達成していると考えている。</p>	<p>子どもたちの学びと健全育成(④家庭・地域の教育力の向上) ◆学校・家庭・地域において、「亀山っ子市民宣言」の実現に向けた実践活動を促進します。(P4)</p>
②親が自ら子育てをするような意識付けのための取組の検討	<p>②3歳以上の生活実態アンケート調査を実施し、実態把握後の分析結果をパンフレットにして啓発・配布する。また、指導主事による相談・支援を行うとともに各幼稚園・保育園の保護者会で学びの基礎についての説明会や保幼小中の連絡会を開催する。</p>	<p>子どもたちの学びと健全育成(④家庭・地域の教育力の向上) ◆子どもの生活実態を把握し、幼少期からの基本的な生活習慣を身につけられるよう保護者への啓発と支援を行います。また、子どもたちの学びの基礎となる体験が充実するよう家庭や地域への働きかけを強化するため、保育所・幼稚園、小学校、中学校の連携を強化します。(P4)</p>
③地域で支える子育ての範囲などのあるべき姿の検討	<p>【保育所・幼稚園と地域の関わり】 保育所や幼稚園などではそれぞれ地域の拠点として子育て支援の取組みが実施されているが、支援が必要な人に十分活用されていない。そのため、今後は、地域のボランティアなどの地域資源の活用を図り、保育所や幼稚園などと結んだ子育て支援のネットワークづくりを推進し、誰もが身近な場所で相談や支援を受けることができる環境づくりを構築する必要がある。</p> <p>【学童保育所と放課後子ども教室】 学童保育所については、9小学校区、放課後子ども教室は8小学校区において実施している。今後はそれぞれの地域のニーズに応じて充実を図る。</p> <p>【地域の子育てとの関わり】 登下校における子どもの見守り対策として、愛の運動(44団体、1654人)が定着しており、他にも交通安全協会や防犯協会の協力のもと「地域の子どもは地域で育てる」という意識が地域住民の間で広がっている。</p>	<p>子どもたちの学びと健全育成(④家庭・地域の教育力の向上) ◆子どもの生活実態を把握し、幼少期からの基本的な生活習慣を身につけられるよう保護者への啓発と支援を行います。また、子どもたちの学びの基礎となる体験が充実するよう家庭や地域への働きかけを強化するため、保育所・幼稚園、小学校、中学校の連携を強化します。(P4) 子育て支援(②全ての子育てを支援するしくみづくり) ◆子どもの安全で健やかな活動場所を確保するため、地域住民の参画を得ながら放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実に努めます。(P6) ◆次代を担っていく子どもが健全に成長できるよう、家庭・学校・地域において子どもに様々な体験・学習の機会を提供するとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる環境づくりを進め、子どもの豊かな心と身体の育みを支えます。(P6)</p>
④亀山市の子育ての理念などを示すため、「子ども条例」の必要性についての検討を行う。	<p>子ども条例(子どもの権利条例など)を構成する主な要素としては、「子どもの権利」と「子育ての方向性」の2点があると考えている。また、県内では名張市と三重県が制定している。亀山市では、現在、子どもに限定しない「人権条例」の制定に向けた検討を行っており、子ども条例の主たる要素となる、「子どもの権利」についても、この検討の中で行っていく。その議論の結果を踏まえ、改めて、子ども条例の必要性についてを検討する。</p>	<p>人権の尊重(①人権意識の高揚と相談業務の充実) ◆人権尊重都市宣言の理念を踏まえ、条例整備に向けた取り組みを進めます。(P3)</p>
⑤子どもが、まちづくりに参加することができる仕組みづくりについて	<p>現時点でルールとして、行政計画等への子どもの参加を位置付けるというよりは、何らかの方法で子どもたちの意見を聞く機会を持つように努めるものとする。なお、こうした考え方から、本年度において、後期基本計画の策定の一環として市民フォーラムを開催し、子どもたちの意見を聞く機会を作った。</p>	<p>—</p>